

所管部課	企画財政部 検査担当	部長	田代 雄己			<b>異</b>
件名	東大和市検査事務規程の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>民法の一部を改正する法律が施行され、瑕疵担保責任に関する見直しが行われたことに伴い、東大和市検査事務規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第26条中「きん少のかしが」を「契約の内容に適合しないものがあり、その程度が軽微で」に改める。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>法改正の内容に合った規程となり、適切な運用が図られる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。